定款変更につき通知公告

当社は、平成二十四年五月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十四年五月十日

愛知県愛知郡東郷町大字春木字太子四七番地の一　サンサウス工業株式会社

代表取締役　南　義継

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である山本美知子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年五月十日

千葉県佐倉市南ユーカリが丘二八番地一九　ナテアドバイザーズ

日本における代表者　山本美知子

限定承認公告

本籍静岡県焼津市駅北三丁目一五番地二、最後の住所静岡県焼津市駅北三丁目一五番二八号　被相続人　亡　飯塚　博子

右被相続人は平成二十三年十二月二十四日死亡し、その相続人は平成二十四年四月二十七日静岡家庭裁判所島田出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月十日

静岡県焼津市駅北三丁目一五番二八号　相続財産管理人　飯塚　哲司

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十四年五月二十五日予定の取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第一一〇条第二項の規定により公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金の額のうち、特定資産の減価償却費又は特定資産の売却により生じた余裕金（以下併せて「現金余裕金」という。）相当額を当社の資産流動化計画（以下「本計画」という。）に係る業務の終了前に償還するため。

二、優先資本金の額の減少をする要件

優先資本金の額の減少を行うための要件については、当社の現金余裕金の範囲内で、取締役が後記四の計算方法により優先資本金の額の減少を決定することを要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

当社の事業年度ごと及び特定資産を売却した場合に、実務上可能な限度において遅滞なく行う。

四、減少する各優先資本金の額又はその計算方法

優先資本金の額の減少額は、適用ある法令等において認められる優先資本金の額の減少額の上限額（以下「減資可能額」という。）を上限として、金五万円の整数倍の金額のうちで取締役が合理的に決定する金額（但し、後記八に定める金額と同額とする。）とする。

五、消却する優先出資の種類

全ての優先出資とする。

六、消却する優先出資の口数又はその計算方法

減資可能額を五万円で除し、その端数を切り捨てることにより得られる数（以下「減資消却可能総口数」という。）を上限として、取締役が合理的に決定する数（但し、後記七に定める買入総口数と同じ数とする。）とする。

七、消却の方法

優先出資一口につき金五万円での買入消却とする。

当社が各優先出資社員から買い入れる優先出資の口数（以下「個別買入口数」という。）は、かかる消却が行われる前の時点で当該優先出資社員の保有する優先出資の口数が当該時点における発行済優先出資の総口数に占める割合に応じて取締役が合理的に決定する口数とする。但し、全ての優先出資社員及び当社の間で別途合意した場合には、かかる合意に従うものとする。

また、全ての優先出資社員の個別買入口数を合計した数（以下「買入総口数」という。）は、減資消却可能総口数を超えないものとする。

八、消却に要する金額又はその計算方法

買入総口数に対し、五万円を乗じて得られる金額とする。

九、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全ての優先出資とする。

平成二十四年五月十日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号　アクアシティインベストメント特定目的会社

取締役　飯森　賢二

任意清算公告

当社は、平成二十四年四月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日より一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年五月十日

川崎市高津区北見方二丁目二七番五号七一一号　合資会社フォトグラフィックス東京

代表社員　田中　健司

任意清算公告

当社は、平成二十四年四月十九日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算を致しますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日より一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年五月十日

沖縄県那覇市辻一丁目八番地の五　東邦商事合資会社

代表社員　湯　欽銘

訂正公告

平成二十四年五月二日掲載の東京フードテクノ株式会社に係る定款変更につき通知公告中、「東京都中央区日本橋馬喰町二丁目七番八号」とあるは「東京都中央区日本橋馬喰町二丁目七番八号」の誤りにつき訂正します。

平成二十四年五月十日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二四	三	終りから一	六二七・六トン	二八・七トン
〃	〃	〃	七七二、八二〇トン	七二、九一六トン
〃	〃	〃	六四、八五四、八二九トン	五、八六五、三五五トン
〃	〃	〃	五一、〇三六、一五五トン	一、二六四、七八五トン
〃	四	〃	四二二、〇六二トン	二八、一六七トン

平成二十四年三月二十二日（号外第六十三号）農林水産省告示第七百八十号（森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件の一部を改正する件）

（印刷誤り）

二四ページ上段表中

「

前所有者の氏名	前所有者の住所	前所有者の住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
前所有者の住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	前所有者の氏名	

」は、

の誤り。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月十日付第一〇三号六四
◉付録　四月官報目録一六ページ

ページ●同日付政府調達第八七号一二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）